

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言■

「社会通信」創刊十周年を祝す……………	2
首都東京に「党建協」……………	3
社会党解体阻止へ、徹底した下部討議……………	4
資料1 安保自衛隊と「永世中立宣言」に関する提言(党建協)……………	5
「党の基本政策を堅持する決議を採択」……………	8
——社会党千葉県本大会の報告——	
資料2 党の基本政策を堅持する決議……………	8
資料3 党改革に関する報告についての決議案(習志野総支部)……………	9
資料4 社会党千葉県本大会「大会宣言」……………	10
読者からのおたより……………	11
労働戦線統一と全国地県評の方針(三)……………	12

# 旬刊 社会通信

NO. 352

一九八七年二月二日

一九八七年一月二日発行

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

「社会通信」創刊一〇周年を祝す

「創刊にあたって」のなかに、「この雑誌は『社会通信』とみずから称するように、社会通信であって、個人の善悪をあげつろうことをもって、その任とするものではなく、社会のゆくえを曲げて報じて、己れを利するものを嫌うものである。したがって、本誌みずから他人を誹謗して、己れのみひとり、善しとするごときものでありたくない。この点、本誌の期する所、その特長とする所である」と述べてあるとおりに、「社会通信」は今日の社会の真実のみを追求されたのである。

したがって、本誌が一〇年の永きにわたり、多くの働く仲間にあ読されてきた証拠もそこにあると思う。私も読者の一人として、社会通信からいろいろなことを学んだし、これからも学んでいきたいと思う。

この創刊号を一〇年ぶりに再読してみると、その表紙に、①党員平等の原則を犯す、国会議員等への代議員権の付与、②三人組の離党と保革合同新党、③規約改正問題の本質となっている。いずれも今日の問題と同じような性質のものである。すなわち、①国会議員の代議員権は一般活動家党員の代議員権の枠を大きく減らしており、今度の契約党員としてその実は無責任党員というほかはなく、この無責任党員によって選ばれる代議員も、あることを知るとき、あらためてその恐ろしさを思うのである。②この党改革とくに規約改正に、われわれが妥協しないなら、右派のある部分は党を割ると言うかも知れない、去る者は引きとめることはしない。もし、引きとめたらそれは党が民社党化することである。③規約のなしくずしが企図され、第一〇〇条の死文化ははかられようとしていることである。

私たちは党弱体化に手を貸すことは、できないし、読者は規約改正反対の先頭にたたねばならないと、思う。規約改正とて、「社会主義のたましい」のない組織改革も運動も、社会主義とは縁もゆかりもないことである。

党がいかに開かれた、とはいえ、体制化政党に改造することはできない。右派勢力はあらゆる手段と手法で、党規約の骨抜きをはかるであろうし、それが運営要綱なるものにな実に、あらわれているのである。

党は憲法の空洞化をすすめる自民党とたたかってきた、しかし、党の憲法である規約の空洞化とは、何人たりとも弁解の余地はあるまい。すなわち、憲法を守るといふならば憲法を守る組織の規約を空洞化してはならないと、いうことである。

これからも、私たちのよき友として、闘う社会通信の一〇周年を心からよこごびたい。そして、さらなる前進と発展を願いたいものである。

(岡山 川原虎雄)

残部僅少!

「労戦問題オルグノートNo1」

総評解体と党基本政策転換を阻止するために

本書は「総評解散反対・反全民労連」の全国一千ヶ所総学習・総行動のためのオルグノートです。

発行部数にかぎりがあります。購読ご希望の方ははやめにお申し込みください。

定価は五百円(送料込)。なお一〇部以上一〇%びき、二〇部二〇%びき、三〇部以上は三〇%びきです。ただし、前納の場合にかぎりあります。お申し込みは社会通信社へ!。

## 首都東京に「党建協」

都知事選での革新統一の放棄や、全電通などの直轄総支部への大量入党による不正常な党運営など、都本部の現状は職場・地域で奮闘する党员にとってきわめて憂慮すべき事態となっております。

全国党建協の結成をうけ、首都東京において、基本政策を堅持し党の再生をかちとろうと、東京党建協の結成総会が一〇月二六日、全水道会館ホールで開催され、会場は午後六時すぎには二〇〇人を超える参加者であふれ、東京の党员の「党建協」への期待の大きさを示しました。

結成総会は、川村増男準備委員の「これまで論争があればこそ、党の右傾化を阻止してきた。遅ればせながら東京の党の再建へ全力をあげよう」との開会挨拶に始まり、座長に本橋弘三郎準備委員を選出し、進められました。

準備会を代表して宮部民夫氏より、「党がどこへ行くのか、このままでいいのか、全民労連問題を含め党に課せられた課題は大きい。右傾化の逆流を押しとどめるのは、党建協に結集する党员の力しかない。全国のうねりの一つになる。党建協は派閥ではないが、一致したことは全力で党内で実践していこう」と力のこもったあいさつをうけた。来賓として、全国党建協の加藤普平事務局長より、「情勢は相手方が強くみえるが、今回の株問題をみても資本主義の矛盾は深まっている。私たちがなぜ社会党に入り、何を期待してきたかを思い起こし、今日参加の一人ひとりが党建協の代表という気持ちで決意を固めよう」。東大教授の塚本健氏からは「平和と民主主義の現状に危機感をもつ。何とかしなければと考える人は多くいるが、バラバラのために何か少数派のように思えてしまう。組織された力とならないと政治的力とはならない。その中核は社会党・総評だ」と、それぞれ東京党建協の活動に期待が述べられました。さらに、遠く北海道党建設研究会からは熱い連帯のメッセージが届けられました。

つづいて佐々木幸一郎準備委員より総会議案が提案され、「資本主義の矛盾の深化を厳密に研究し、社会主義の理論をかがり火のように日本の具体的諸条件に正しく適用することを見失ってしまつては、社会党が将来飛躍的に発展して真の政権党になることはできない」(全国党建協「基調」)との立場に立って、「労働者の雇用、生活、権利、地域住民の生活と権利および平和と民主主義を守るための大衆運動の発展に努力し、その中から、職場支部・地域支部・総支部・都本部の拡大と階級的強化を目指さなければならぬ。そのために必要な学習会・経験交流集会等を開催する」との基本活動の考え方とともに、当面する「組織改革」や「基本政策の見直し」を阻止する態勢づくりのために、学習会や各地区党建協の組織化を進めることなどを確認しあいました。

討論では、すでに地区党建協が結成されている千代田と中野から、「この数年は社会党员としての一人ひとりの生き方が問われる。現場党员の闘いを横につなげ激励する党建協活動を……」「独自にパンフを発行。地区で党建協をつくることで党強化が身近な課題となった」と、それぞれ各地区での党建協づくりの必要が強調されました。

規約の決定、役員選出の後、代表委員を代表して宮部氏は、「今日を境に、東京の党が勤労者の期待に応えられる党になるよう波を起こしていきたい」とあいさつ。つづいて原

対協総会から急きよかけつけた、栗原透全国党建協代表委員は「原発大会・新宣言大会と二度の全国大会に、私は修正グループを代表して参加してきたが、このままでは党はたいへんなことになる、と党建協結成を決意した。結成して全国から多くの励ましをうけ、党と党建協への期待の大きさに、改めて驚かされている。東京が全国をリードしてほしい」と心情を述べられ、大きな拍手をうけました。

結成総会は、第二部として「対韓政策について」の記念講演を藤島宇内氏よりうけ、川村代表委員の団結ガンバローで熱気のうちに散会しました。

なお、代表委員には、川村増男・佐々木幸一郎・宮部民夫・本橋弘三郎・六本木敏の各氏、事務局長には、広田貞治氏が選出されました。

(東京・M)

## 社会党解体阻止へ、徹底した下部討議を

末端党員の声を聞け 九月二一日の第六五回中央委員会に「組織改革の具体的構想(案)」が党改革推進委員会から報告され、組織問題は初めて全国の党員の討論の場にのせられることになった。それまで、七月二日付の『毎日新聞』に「二重党員制度がすっぱぬかれて以来三カ月間、全国の党員にとって、党組織の解体にもつながると心配される「組織改革案」について討議しようにも、正式の文書は何一つ存在していなかった。

中央委員会では、二重党員制度、特に契約党員制度の導入に対する疑義と同時に、この原案に対する徹底した下部討議の保証を求める声が圧倒的であった。これに対し、中央の答弁は「下部討議を保証します」の繰り返しに終始したが、「下部討議の保証」とは、ただ単にブロックおよび各県で討論会を設定すれば済むというものではない。そこで出された下部・末端の党員の意見を謙虚に取り入れるということを意味しているのである。その点はしっかりおさえておきたい。

党員の意思を無視した党組織論などありえない。すでに香川県本部が意見書を提出したように、地方組織や党員からの「組織改革案」に対する反対や疑問点が多い。県本部財政や総支部財政はどうなるのか。党ジャックを許すのではないか。非武装中立や反安保・反自衛隊、反原発等の基本政策や運動はどうなるのか。これで選挙を闘えるのか。「新報」は維持できるのか。これらの疑問に対して中央は明確に答えなければならぬ。将来の見通しもたないまま、仮定や甘い期待だけで組織いじりをした結果、「社会党がなくなりました」となってしまつてから、誰がいったいその責任を取るのだろうか。

パンフを活用しよう さらに重要なのは、下部討議の資料には基本党員の「年齢別党費制度」に関する案が除かれている。党費・党財政は党組織のカナメであり、党員の討論は不可欠である。それを下部討議からはずすことは許されない。

社会党の存亡にかかわる重大な「組織改革案」である。党建協では全国討議のために、組織改革案批判のパンフ「社会党がなくなるか?」を作成した。このパンフの拡大、学習、討議を通じ、各ブロック討論だけではなく各県、各総支部、支部、全党員をあげて具体的な討議を進めよう。

「新宣言」の際は、下部討議での圧倒的反対にもかかわらず、「新宣言に関する決議」をかちとつただけで押し切られた。社会党の解体を阻止するために、「新宣言」に倍する取組みが求められている。

(「党建協ニュース」No 四)

## 資料 党建協（一九八七・一〇・二五） 「安保自衛隊と「永世中立宣言」に関する提言

非武装中立への道を発展させるために

### 一、日本再軍備の軌跡と平和憲法

#### (1) ポツダム宣言の受諾と日本の無条件降伏

一九四五年八月一四日、日本はポツダム宣言を受諾、敗戦を迎えた。同宣言は戦後日本の民主化と、軍国主義勢力の除去、日本の戦争遂行能力の破砕を目的とし、その確証のあるまで連合国軍隊による日本占領を決めたものである。従って、日本の民主化と非軍事化への努力は、日本と連合国双方の義務といえた。

こうした戦後状況の中から生まれたのが、日本国憲法であった。同憲法の最大の特徴は、戦争の放棄をうたった第九条である。この絶対平和主義ともいえる条項は、当時の首相、幣原喜重郎の発案であったことは、後の「マッカーサー回想録」等の中で明らかにされている。これは、同首相が当時の国民の大多数の心を占めていた反戦、平和の願いを的確にくみ取ったものといえるが、同時にまたポツダム宣言の趣旨を忠実に履行しようとしたものといえる。

#### (2) サンフランシスコ講和条約と日米安保条約

日本は新憲法の下で平和国家への第一歩を踏み出した。しかし、憲法の趣旨が忠実に守られたのは、僅かに三年足らずの事であった。米ソ対立が、米国の占領政策の転換となつて現れた。米国は自ら参加して決めたポツダム宣言の趣旨を否定し、また日本国憲法の存在を無視し、日本を米国の対ソ、アジア戦略遂行のための拠点とするため、日本の軍事基地化と日本の再軍備、相互防衛援助体制への組み込みを策したのである。こうして一九五〇年八月一〇日には警察予備軍が公布され、警察予備隊という、米軍兵器を供与され、米軍人と米軍操典により訓練される傭兵軍隊が生まれ、翌五一年九月八日には講和条約と引き換えに日米安保条約が押し付けられる。

#### 「イ」旧安保条約の特徴

①全土基地方式、②内乱、騒じょうへの米軍の介入、③広範な治外法権（行政協定）、④「極東の平和と安全維持のため」の基地使用（他律的に戦争に巻き込まれる恐れ）、⑤米国の事前の同意がなければいかなる安全保障上の取り決めもできない、⑥米軍には日本防衛の義務はない、⑦日本の再軍備が示唆されている、⑧条約は無期限である。

#### 「ロ」現安保条約

一九六〇年、日米両国政府は対等性、相互性の名目の下に、安保条約の改定に踏み切る。しかしその中身は、旧安保条約の全土基地方式等をそのまま引き継ぎ、日米軍事同盟関係を明確にした、日本にとっては一段と危険なものとなった。その特徴は、①日米相互防衛（軍事同盟関係）の確立、②日本の軍備強化の義務付け、③軍事のみではなく政治、経済面でも日米協力を明確化、④一〇年後（一九七〇年以降）は、日米両国政府のいずれかが廃棄通告しないうきり存続、などの点にある。

## 〔八〕日米防衛協力のための指針

一九七八年十一月、日米両国政府によって合意された同指針は、事実上の安保改定とよべるもので、その内容は自衛隊を平和時から米国の対ソ世界核戦略態勢の下に組み込むことを狙ったものである。

指針では、①侵略の未然防止、日本に対する武力攻撃の恐れのある場合、日本に対する武力攻撃がなされた場合―のいずれについても、日米の共同対処、役割分担が決められている。②「日本以外の極東における事態」についての日米協力が決められている。③「米が核抑止力を保持するとともに即応部隊を前方に展開し」というように、日本の非核三原則を無視し、核安保としての性格を明確にしている。④「日米は情報の保全についてそれぞれ責任を負う」として、国家秘密法の制定を求めている。

## (3) 二元的法構造と違憲の存在

以上のように日米安保条約は、今日その条約の枠さえも大きく逸脱し、米国の対ソ軍事戦略のなかに深く組み込まれつつある。こうした事態が、国際平和を希求し、戦争の放棄と戦力の不保持を世界に向かって誓った日本国憲法からみて断じて許されるものではないことは明らかである。

このような事態が作り出された背景には、すでに触れたように米ソ冷戦下での米国の対日占領政策の転換があり、事実上の米国の単独占領という特殊な状況下で、日本の独立と引き換えに強要されたものである。この結果、日本の法体系は、憲法―法律―命令という憲法を頂点とした法体系と、安保条約とその関連諸協定―そのための特別立法という安保法体系と、相矛盾する二元的法構造になっており、自民党政府は後者が前者に対し優越する立場をとってきた。

しかし国の最高法規は憲法である。従って安保条約とその下で制定された自衛隊法、防衛庁設置法等は違憲であり、その下で作られた自衛隊が違憲の存在であり、あってはならないものであることは、多くの憲法学者がすでに指摘している通りである。いま政治に問われていることは、安保条約や自衛隊が違憲の存在であることを国民の前に鮮明にさせるとともに、どのようにしてその違憲の安保・自衛隊を解消していくべきかを明らかにすることである。

安保・自衛隊否定の立場を明確にして、党をあげて闘いつづけたにもかかわらず、軍拡はつづき、通常戦力では、既に米ソに次ぐ強大な軍事力を保有するに至り、GNP一%枠も撤廃され、際限なく軍備増強に向かおうとしている時、安保・自衛隊を容認することは結果的に軍拡に手を貸すことになる。

## 一、非武装中立への通

日米共同作戦研究、シーレーン防衛の共同研究、極東有事研究などと、日米共同の対ソ戦略体制の強化に伴う軍事力増強は、国内では三宅島や逗子をはじめ沖繩から北海道にいたる軍事的な諸問題を引き起こし、アジア諸国民にも不安と疑念を生みだしている。

米ソの中距離核戦力の全廃に見られるように、核抑止論にもとづく力の政策の限界はすでに明らかであり、いまこそ核兵器の全廃と軍縮にむけた平和のための闘いを一層強めて

いくときである。ヨーロッパではNATOとワルシャワ条約の同時廃棄も具体的な課題になろうとしている。これらのことは、平和憲法に基づくわが党の非武装中立政策の正しさをあらためて証明したものであり、われわれはその正当性と先見性に確信と展望をもって、この旗をいっそう高くうち立てるべきである。

先の大戦で明らかのように、地理的に細長く、また資源の多くを海外に依存し、しかも産業施設や人口が密集するわが国の条件は、武力によって守ることを不可能にしている。この点からみても日本の平和は武力ではなく、憲法に示された平和外交によって実現していく以外にはない。

大統領が本年度のノーベル平和賞を受賞した中米のコスタリカは、一九四九年に戦争放棄と非武装をうたった憲法を制定して以降、一九八三年には「永世中立宣言」を発し、今日までクーデターも戦争もなく非武装政策を続けている。この事実は、中米という激動する地域にあっても、むしろ武力によらずしてこそ国の安全を維持していくことが可能であることをおしえてくれる。

また「永世中立国家」を堅持してきたスウェーデンやスイスが、非中立のフィンランドやデンマーク等とこととなり、二度の世界大戦に侵略を受けずにすんだことは教訓的である。

特に戦後のオーストリアにおける、「永世中立宣言」に基づいた非武装に近い中立の確立と成功は、今日の日本に何をなすべきかを教えている。これらをふまえ、わが党は次のような政策と運動を通して、非武装中立の実現をはかるべきである。

- ① 憲法第九条に従って、国会で「永世中立宣言」をおこない、この宣言に基づき「永世中立国」としての承認手続きを世界各国にとる。
  - ② 非核三原則の厳守にむけて、核を積載する艦船、航空機の入港、飛来を拒否するために、専門家と国民の代表からなる査察制度を設ける。また、核を使用するために必要となる施設（通信施設等）と部隊及び運搬手段の撤去を求める。さらにアジア・太平洋非核地帯の創設と全世界の核廃絶を追求する。
  - ③ 日ソ、日中等の友好不可侵条約締結のための外交交渉と並行して、日米安保条約廃棄と日米、日ソ平和友好条約締結のための外交交渉を進める。その際、日米安保条約第十条の一年予告の廃棄条項適用も留保される。
  - ④ 米軍基地の撤去、S D I参加の中止、対米武器技術供与と武器輸出の全面禁止を実施する。
  - ⑤ 中期防衛力整備計画を中止して、自衛隊の縮小・解体をめざし憲法の実効性の確保に努める。その際、国民世論の動向、平和中立外交の進展の度合、連合政権の安定度、自衛隊の掌握度等を十分に勘案しながら進めるとともに、自衛官については退職後の生活を保障するため、退職金の改善や職業訓練や再就職のあっせん等に万全を期す。
- 以上、必ずしもこの順序通りというよりは、同時並行的に進めるべき課題も多いが、いづれにせよ、違憲の存在である安保条約と自衛隊をなくするためには、「永世中立宣言」の実現がきわめて有効であり、それを勝ちとるためには、市民運動と地方自治を強化する中で、新たな教宣活動と一大国民運動が必要となる。

## ◇社会党千葉県本大会報告◇

## 「党の基本政策を堅持する決議」を満場一致採択

日本社会党千葉県本部第五三回定期大会は一〇月二四、二五日の二日間開催されました。討論の中心となったのは、国鉄の「分割・民営」移行後も、参議院付帯決議を無視して、「差別・選別」の攻撃が一層強まり、職場状況はますます荒廃している。この事実に基づいて、党は国労とともに職場の点検、摘発を行い労働者の「いのちと権利」を守る闘いを強化すべきだ。そして党中央の一部が「鉄産労」の分裂に手を貸し、その上「頑張れ・鉄産労」の集会に参加し、国労分裂を固定化させることは、党の取るべき方針ではなくただちに止めさせるべきだ、との強い意見が出されました。

また、山口書記長見解にふれ、党の基本政策を守るべきだ、という圧倒的な意見のなかで、次の「党の基本政策を堅持する決議」が満場一致決定されました。

さらに党改革の具体的構想についても、相つぐ批判が出され、八総支部から反対の「意見書」「決議」が出されました。しかし、まだ下部討論まだ不十分だ、ということで、県本部でも討論集会をもち、二月全国大会の前に臨時県本部士会を開催して、意見のとりまとめをすることを決定しました。

## 資料2 社会党千葉県本大会（一九八七・一〇・二五）

## 党の基本政策を堅持する決議

最近、社会党と民社党の歴史的和解などの報道が繰り返し、再三にわたって続けられています。

そのことと関連しながら、党の基本政策である 安保・自衛隊・原発・対韓政策の見直しということが、党の正規の機関においてではなくマスコミを活用するなどの形でこれまた全国の下部黨員をつんばさじきにしたままさかんに宣伝されてきました。

このことは、全国の多くの黨員と、支持者にたいしていたずらな混乱をうみだし、党中央本部にたいする不信をうみだしています。したがって、我々はこの事態を克服するために、以下のことを決議する。

一、安保・自衛隊・原発・対「韓」政策の見直しなるものを、みだりにマスコミなどをつうじて報道させていること、そしてこのことを長期にわたって容認していることは中央本部の正常なる党運営の在り方からいってもきわめて遺憾であり今後このようなことは改めること。

二、今日の情勢は、日米安保条約のもとで自衛隊の軍備増強は著しく、平和を守るという立場からすれば極めて危険な方向につきすすんでいます。また、アメリカのスリーマイルヤン連のチェルノブイリの原発の相次ぐ重大事故の発生などによって原発の危険性にたいする批判の世論はますます高まっています。したがって今日の情勢は我党にその基本政策の堅持をますます強く要求しています。

これらの基本政策は今日なお我党が一〇〇〇万にも及ぶ多くの支持者を獲得し得ている根拠であって、これを変更することは自らこの支持基盤を破壊することになります。したがって、われわれは党の基本政策についてはこれを堅持することを明らかにする。



右決議する。

資料3 日本社会党習志野支部

## 党改革に関する報告についての決議案

一、資本主義をうちたおし、社会主義社会の実現をめざす強大な社会党組織の建設とその運動の強化発展は、反合理化闘争を中心に勤労諸階層の生活と権利を守る闘いの実践の中でこそかちとることができるものです。したがって、一〇〇万党問題の失敗について総括も明示せず、安易に組織いじりをやることには反対であります。

二、組織改革の具体的構想について全面的に反対であります。とりわけ「六、党員制度と運営」の項については白紙撤回することを要請します。

三、大衆団体である労働組合でも民主集中制をとっているのだから党はこれを当然堅持すべきであります。

四、全党員が権利と義務について平等であるべきですから、現行の国会議員の代議員権については県本部機関の選出によって決定するよう訂正すべきであります。

### 理由

1、組織改革の具体的構想（以下「構想」という）によれば、入党条件を緩和し、党費負担の軽減と活動の強制をなくすることで、一般国民の党支持層からの入党を期待しているように受け取れるのですがこれは非現実的です。わづか月額六〇〇円の社会新報の購読者を獲得することだけでも多くの困難があるという事実をみても十分にわかることです。

つまり「構想」に示されているような組織改革をやったところで一般国民の党支持者が大量に入党してくるという条件はありません。現行の党員制度であっても入党しようという人が入りにくいというような特段の条件はないし、活動を強制しているわけでもありません。したがって入党する気さえあれば現制度でも入党できるのです。

2、したがって「構想」に示されているような党改革によって大量入党が予想されるのは、たとえば或る労組などのように、一定の目的をもって（社会党を変質させるために）組織的に入党運動を展開する場合に限られることとなります。党外の集団の社会党ジャンクに道を開くようなことを断じてやるべきではありません。

また、極左分子の集団とか、勝共連合のような独占資本のてさきどもが加入戦術（簡単に契約党員になれる）をとり、ある時期に党の方針や人事等に対して支配介入をねらってきたらどうするのか、「構想」には階級的警戒心が全く欠落しています。党組織の混乱をつくりだすだけであります。

3、「構想」によれば、契約党員は好きなきだけ一定期間に限り党員権を行使できるわけですから年次方針はもとより政策や綱領の改定、そして人事に対して参加しておきながら次の年には党員でなくなっているというような深刻な事態が起こることになります。

「構想」のモデルによれば常に基本党員より契約党員のほうが多い状態になるとすれば、無責任な者が方針や人事などに決定的な力を持ち、基本党員はこれにふりまわされることとなります。

## 資料4 社会党千葉県本大会「大会宣言」(一九八七・十二・二五)

先般の統一自治体選挙において社会党千葉県本部は、勤労県民の支持のもとに大きく前進した。その前進の力は、働くこと、生活することについての不安を増大させた大企業中心の中曽根政治に対する勤労県民の反撃の意志であった。私たち社会党は、その県民の意思に全力をあげてこたえなければならぬ。

中曽根首相は強まる批判に耳をかたむけることなく、後継者として竹下を指名し、院政の体制をつくろうとしている。

株価の大暴落にみるような資本主義経済の不安定性の増大を勤労県民に転嫁する政策を強めることは必至であり、大型間接税を再び導入する意思を明言している。軍備拡大、「国家秘密法」など勤労県民を危険な道へ導く政治を強め、憲法改正をもめざしている。

沼田県政は、自民党政治に追従し、大企業の新たな利潤拡大の場である「四全総」のもと東京湾横断道など新産業三角構想にひたはしっている。自からが開発造成した京葉コンビナートにひろがる失業の増大、県民生活の圧迫、県全域における格差の進行に目をむけようとする。

私たち社会党はこうした中曽根後継政治、沼田県政と全面的に対決し、勤労県民の生活を守る政治への転換をはからねばならない。衆・参の国政選挙・知事選挙に対する準備に全力をあげねばならない。この闘いは、職場や地域における勤労県民の要求にこたえる私たち社会党の運動とこれになう体制の強化である。

当面する国政選挙と知事選挙に勝ちぬき、四年後の統一自治体選に再び大きく前進するため勤労県民の生活を守る闘いを基礎にした強固な党建設を目的、意識的に前進させよう。右、宣言する。

## 「十一・一九集会」に参加しよう!

十一月二〇日は全民労連発足の日です。この日を「反全民労連の全国統一行動日にしよう」と、全国の県、地域、職場でさまざまな行動が提起されています。

東京では十一月一九日「総評の階級性、戦闘性を守ろう」と、「十一・一九反首切り、反失業、労働基本権確立、総評労働運動を強化する青年集会」が開かれます。主催は「十一・一九青年集会実行委員会」、呼びかけ人には日教組と国労の青年部長が名を連ねています。国労、日教組を励まし、青年の心意気を示すため、青年だけでなく、われわれ中年、壮年ぐみも大挙参加しようではないか。

日時 十一月一九日(木) 午後六時

場所 千代田公会堂ホール

## ◆読者からのおたより◆

たいへん厳しい時期、左派のがんばりを情勢が私たちの側に求めているように思います。そのことを社会通信などを読んで感じています。

さっそく投稿を掲載して頂きありがとうございます。その内容が職場ニュースになりましたので送ります。今後とも、たたかいの指標などを掲載されて展望を与えてくれることを望みます。なお、最近「資本論」の連載が少ないようですが、個人的ながら、資本論の独習を続けていますので可能な限り載せてくれれば幸いです。(北海道・A)

## 地域ではさまざまな問題……

九月三〇日から一〇月二日に開催された第二六回自治労道本部定期大会での「労戦統一」についての議論では、代議員から地域に総評と同盟があり、同盟と民社が一体となり市職員の賃金合理化を市長に要請している現状を見たとき、「統一」になったからといって今の相反する関係は何も変わらないことへの危惧。官公労の統一にむけ自治労が主体的に取り組むとなっているが、分裂後一八年経過している自治労連とのかかわりが不明確であること。「全統統一」にむけた総評のなしくずし解散だけはほしくないという意見がありました。

下部では、やっと議論がはじまったばかりです。これから職場・地域で自治労がどのように闘っていくのかを決定づける大事な事柄を、中央が決めたからそれをそのまま単組の方針とするのではなく、職場末端の私達が学習・討論をし、その声を横に広げ、中央に反映していくことの大切さを改めて確認し、正しい方針を築き実践していきましょう。(B)

国労の分会長をしています。三月の強制配転で組織人員はやっと過半数を維持しているところです。鉄道労連は職場で機関紙を配るのみで、職場集会すら開いていません。全民労協加盟組合とはこんなものだと思います。(茨城・T)

一〇月一〇―一一日、札幌で国労北海道本部結成大会が開催されました。九月はじめの国労第五二回定期全国大会の決定を受けて、名実ともに「たたく国鉄労働組合の北海道本部」として、新しい第一歩を力強く踏み出しました。反首切り、一九九〇年総評解散と「連合」結成粉碎に向けて、全国の仲間とたたかいぬきます。(北海道・F)

JRになつてから四月、七月と二回の強制配転をさせられましたが、現在の職場を中心に交流会を毎月開いています。また元職場の仲間とも毎月二五日に集まって(飲み会中心なので三〇人前後が参加)、励まし合っています。(茨城・K)

愛読しています。伝言が着く頃には党建協もできていますはずです。(愛媛・M)

札幌市のMさんより熱心にすすめられました。社会党の党建協は今も少数ですが、将来的には必ず多数派になると信じています。右派からのどんな攻撃にも屈せずがんばってください。期待しています。(北海道・K)

一四年ぶりの競争選挙で中央執行委員に初当選しました。統一労組懇の一元支配の組合でまだ圧倒的少数ですが、労戦統一問題等で大会へ修正案を出すなど、われわれの考え方をひろめていく努力を始めています。そのために「社会通信」を指針として期待しています。(千葉・S)

## 労戦統一と全国地県評の方針(三)

次号で全国地県評方針の特徴を概括するが、第三五〇号、第三五一号につづいて今号でも全国四五地県評の大会方針から、その特徴点を整理しておきたい。単産レベルから地域レベルに労戦問題の論議が移りつつある現在、地県評でどのような方針が提起され、どのような論議がおこなわれたかは、ぜひ知っておかねばならないテーマであるからだ。

ここでお願いが一つ。地区労の運動方針案をぜひ送ってください。県評、地区労、そして単産の動向を一つにすることが、今後もっとも重要なたたかいとなるからだ。(編集部)

### 四国ブロック(第一回労戦対策委七・二九)

#### 1、労戦統一に対する四プロとしての基本方針

(1) 総評大会の決定を受け止め、四国ブロックとしても一九九〇年の「全的統一」を基調とした労戦統一に積極的に取り組むこととし、その取り組みは出来るかぎり四県統一対応を進める。

(2) そのため、総評四プロとして、各県代表者と単産代表による「総評四国ブロック労戦問題対策委員会」を設置する。尚、この対策委員会のもとに民間部会、官公労部会等を設置して具体的課題などについて検討する。

(3) 各県評は本年の各定期大会でこの方針を決定し、同盟や中連各組織に働き掛け、全的統一のための「準備会」または「懇談会」などを設置する。

(4) これらの「準備会」等に提起する総評側の対応策等については「四県評事務局長会議等」で検討する。尚、これらの話し合い状況については、この労戦対策委員会に報告する。

(5) 以上により、四プロ総評内全労協参加組合は総評四プロに軸足を置き、今後「連合」内においても出来るかぎり統一対応をとることとする。

#### 2、地域ローカルセンターの展望と「連合」地域組織について

(1) 前記、基本方針に基づき、各県評ごとに「労戦対策委員会」等を設置し、一九九〇年を目標とした全的統一による地域ローカルセンターの結成にむけて今後、早急な組織内討議をはじめ、あらゆる準備活動を展開する。

(2) このローカルセンター組織のあり方についての総評側の対応策等については今後、四県評会議やこの労戦対策委員会で検討をすすめる。尚、地区労等のあり方についてもこれ等の中で検討する。

(3) 「連合」の地域組織については、準備会等の設置が想定されるが、総評大会決定による一段方式を確認し、総評内「連合」参加組合は最大限統一対応をとる。

#### 3、全的統一後の総評独自運動の課題とその組織のあり方について

(1) 総評は全的統一の段階で一致困難と想定される課題(平和運動・政治闘争・地域闘争・争議対策)などについては平和センター構想(仮称)による包括的組織で対応するか、課題別組織で対応するかは、今後検討を行うこととしている。

(2) 従って、地域からも中央での対応が必要である課題や、地域独自に対応しなければならぬ課題など、今後検討を深めることとする。また、中央情勢を見極めつつ地域の独自運動組織についても検討を行う。

#### 4、総評・県評・地区労等の機能強化対策について

(1) 総評は組織・財政検討委員会および機能強化委員会等において財政問題や組織機能の見直し等について着手している。特に財政問題については①「連合」会費の産別負担金の総評財政からの援助 四〇%Ⅱ八、五〇〇万円 ②合理化、組織減少による歳入減三億八、〇〇〇万円などから総評の組織機能、共闘体制やオルグ・書記を含めた地方事務所、地方オルグなど多くの見直しが問われている。

(2) 特に二三九名といわれる地方オルグについては総評本部で年間予算八億円を要し(五五%)地方組織において四五%を分担してきた。これらについては本年度から人員枠を外し、来年度以降、通減方式が検討されており、地方組織としても財政負担上極めて重要な局面を迎えつつある。全統一までの財政対応や、その後の専従役員等(地区労役員を含む)の任務配置など重要な課題も山積みしている。

これらのあり方についても、今後、四県評会議を中心に本対策委員会においても検討を行う。

#### 高知県評

##### 1、基調―労働戦線の全統一に努力します

「県総評は、その組織内に下部討論の不充分さや、多くの意見もありますが、中央における統一へのテンポは早く、今後急速に展開される状況にあり、一九九〇年に中央、地方の全統一を目標としたローカルセンター統一の具体的対応がもたられている」

##### 2、方針―労働戦線統一への取り組みについて

- (1) 四プロでの申し合わせに積極的に対処 統一的な対応に努力
- (2) 「労戦対策委」(県内の)での意志統一と幅広い討論の場の設置
- (3) 公務員共闘、公労協の合同の議論の場を設ける 官公労組織の統一連合体組織結成への理解ととりくみの強化
- (4) 全民労協加盟一七単産に 全統一までは総評に軸足を置いた運動展開を要請、連絡会議設置で対処
- (5) 中央産別未加盟のローカル組合問題 労戦対策委や小委員会を設け対処
- (6) 地区労運動 強化や今後のあり方について論議。書記局、オルグ問題でも併行して対処

#### 総評愛媛

##### 1、運動の基調

- (1) 壮大な運動の展開をめざして
  - ① この一年間は地評運動の正念場 イ、全ての組合が地評に結集し、労戦統一への決断をすすめるための論議を集中/口、いかにして全統一を達成、達成後いかに全労働者の期待に応え得る運動を展開するか/ハ、地区労を含めた、加盟組合の英知をつくした討論

##### 2、主要課題―労戦統一の推進

- (1) 基本方針 ①目標Ⅱ一九九〇年定期大会前後、原則として地区労も同時発足 ②討議の発展と必要性の認識の徹底 ③一九八八年大会に具体的方針を提案 ④「労戦対策

委」を「労戦統一推進委員会」に改組。全的統一地方組織の結成促進

(2) 「全的統一地方組織」へのプロセス ①大会以降、団体間協議を開始。地方同盟・中連懇。②官公労、地区労小委員会での意志統一 ③「労戦統一推進委」で必要な検討、統一した具体的対応をはかる ④社会党との関係 平和センター構想を参考に、機構・機能のあり方について検討

**徳島県評**

1、総括―労働戦線の統一 「県評の対応については、これら（総評中央、四国ブロック会議）をふまえ本大会で方針を決定する」

2、基調

県内ナショナルセンターの早期達成 「労働運動の活性化、社会的影響力の強化をめざし、労働戦線の全的統一を達成し、県内ナショナルセンター（ローカルセンター）の早期結成を図る」

3、課題―労働戦線統一への対応について

(1) 全的統一は歴史的使命 「我々も今日まで全的統一を指向してきた。労働運動の社会的影響力を増大させ、労働者の要求を実現するために全的統一は不可欠。そして、そのことを実現させることは、今日の労働運動にたずさわっているものの歴史的使命である。……障害を乗り越え、大同団結を実現することが我々に課せられた任務」

(2) 「総評及び同四国ブロック方針を受けて『全的統一による県内ナショナルセンター（ローカルセンター）結成』を実現する」

① 団体間協議（同盟、中連、民労連等）を行い、労戦統一にかかわる諸問題を処理する。

② 連合の地方組織については、全民労連加盟組織と県評間の連携を保ち統一的に対処する。

③ 全民労連未加盟の民間単産については、県評との間で協議を進める。

④ 県評直加盟組合については、県評との間で個別協議を進め、全的統一に際しては、県評が統一ナショナルセンター（ローカルセンター）加盟を実現する。

⑤ 官公労については、公務員共闘、公労協による団体間協議を行い、同盟傘下の全官公や未加盟の各官公組織との統一組織結成にむけた取り組みを早急に行う。

⑥ 平和運動や社会党との関係、各運動体との共闘の進め方については、各団体との協議を進め、県内ナショナルセンター（ローカルセンター）結成までに結論。

地区労については、新たな県内ナショナルセンター（ローカルセンター）に引き継ぐ方向で検討。

⑦ 県評事務局員の処遇については、雇用保障をはじめとする諸問題は県評の責任において処理。

⑧ 統一ナショナルセンター（ローカルセンター）結成の時期 一九九〇年を目標とし中央との関係を重視しつつも、県内の情勢を優先し判断。

⑨ 労戦統一の諸課題については、労戦統一対策委員会、幹事会を中心に対応、随時単産地区労代表者会議

## 福岡県総評

## 1、方針

(1) これまでの方針通り、「全的統一」「一切の選別排除」を基調に対処する (2) 単なる組合の連合のあり方からだけでなく、運動のあり方という視点に立って論議する (3) 「労戦統一問題対策委員会」を置く (4) 中央の動き等、情報の周知 (5) 団体間協議を行う。

## 佐賀県総評

1、基本方針 「佐賀県総評は大綱」以下を基本にすえ、総評本部大会決定をふまえた全的統一の実現に向け慎重に対処していくこととします

(1) 五項目、三問題を引き続き努力 「労働戦線の統一は全労働者の悲願であるが、総評運動の歴史と伝統を継承し、独占資本と対決し、全ての労働者が結集できる運動の理念と組織方針でなければなりません。全民労協の『基本構想』や『進路と役割』では全ての労働者が結集できる状況にいたっていません。したがって、総評の『五項目補強見解』『三問題』の解決に引き続き努力していかなければなりません。」

(2) 不一致の運動の保障を総評本部にせまる 「行政改革、平和運動、エネルギー政策、農業問題など解消したい対立点があります。この克服と不一致の運動の保障を総評本部に強く迫ると同時に、佐賀県段階でも精神的に進めていきます」

(3) 全的統一をめざす 「一九九〇年の総評解体が先行するのではなく、全的統一が達成されれば総評、県総評は解消するとの立場を堅持します。したがって、総評、県総評とも運動を縮小するのではなく、総評、県評運動の継承、発展に全力を投入していきます」

(4) 統一対応 「佐賀県の地方組織については総評方針をふまえ、佐賀県総評の主体性を堅持して対応していきます。そのためまず県評加盟の全民労協加盟組合は連合発足後も県評内にスタンスを置き、統一対応を進めていきます。全民労協未加盟単産を含めた民間単産会議での意見交換を強めていきます。

(検討委員会の設置) 「産別に結集しない中小地場組合は、原則として全国一般に結集していくこととします。また、県総評加盟の公労協、公務員共闘組合で検討委員会を設置し、精力的に討議を進めていきます」

(5) 他労働団体との団体間協議 「佐賀県総評は、佐賀県内労働運動の全的統一に向け、県総評の主体性を堅持して今日までの歴史と経過を大事にして、他の労働団体との団体間協議で統一についてのあらゆる問題を詰めていくこととします」

(6) 地区労の存続をめざす 「地区労については現在の組織体制を維持存続させる方向で、県総評、各単産、地区労の間で財政問題も含めて検討してまいります」

## 熊本県総評

## 1、経過

(1) 八七年一月二四日、県内主要民間単産の代表二二名で懇談会（ゆるやか懇談会）を開催、三月には単産・地区労代表者会議で意思統一をはかってきた。

(2) この「ゆるやか懇談会」での話し合いの中で ①今後とも継続した話し合い ②情報交

換で相互認識 ③共同行動の追求 ④組合員末端までの論議の徹底 ⑤官公労との意思疎通—などを決め、六月二二日に二八単産をもって「全民労協熊本県連絡会議」を発足させた。

2、方針 中央と地方では認識に大きなズレがあり、早急に認識の統一が必要。全的統一にむけ、(1)公務員共闘、公労協との具体的話し合い (2)選別反対、全ての組合に門戸開放の立場の堅持 (3)全民労協県連絡会議の共同行動の追求、すべての民間単産との連携 (4)団体間協議の継続 (5)「労戦統一対策委員会」を開き、県総評運動の継続発展を前提に、平和センター問題、政治活動問題、地区労問題などについても討議する。

### 長崎県労評

#### 1、闘う労働戦線の統一について

(1) これらの提案（五月二六日の拡評方針Ⅱ総評大会方針案の原案）には多くの問題点が含まれている。例えば、①統一のみが先行して「なぜ、何のため」に統一するのか不明確 ②「社会党を支持し、強める会」では社会党との連携強化は困難 ③「平和センター」を中心にした原水禁、護憲、反戦闘争では先が見えすぎている ④総評の財産である県労評、地区労の歴史的経過をふまえた地域労働運動の展望がない ⑤総評オルグ団の身分を県労評が保障することは無責任—など。

(2) 昨年の大会確認を基軸に対応する。現在進行中の労戦統一の問題点を明らかにし、県労評の統一と団結をいかに強化するかという視点で行う。「労戦統一対策委員会」を中心に大衆討議を行う。

(3) 昨年の確認とは、①「統一四原則」「七方針」で臨むという基本線を守る ②統一要求、統一政策を名目に終わらせないための統一闘争強化 ③全的統一の実現のための条件を一つひとつ築いていく ④「なんのための統一なのか」を提起し、大衆闘争を基盤にした統一闘争の実践 ⑤地域共闘をさらに発展させる ⑥「基本構想」「進路と役割」の問題点の指摘を厳しく行う。

### 宮崎地方労

#### 1、総括—労働戦線の全的統一

(1) 八七・六・一八 「全的統一対策委員会」（県内）を設置

(2) 「全的統一対策委」は全的統一達成まで機能

#### 2、基調—労働戦線の全的統一

(1) 連合移行について 全的統一へのワンステップとして位置づけ、官公労働者を含めた労働戦線の全的統一へと完成 (2) 総評方針にのっとり対処

#### 3、各論—労働戦線の全的統一

(1) 全的統一の選択と基本視点

イ 総評運動の継承 □ 不一致点については「組織・財政を確立し、保障」

(2) 全的統一の課題

①全的統一後の運動課題 六点を提起（制度・政策を中心に）

②一致困難な課題 その運動を継承する措置



③ 全的統一への全民労連の役割と課題 イ 全民労協加盟組合は、全民労連運動の正しい発展に力をつくすとともに総評労働運動の継承と官公労を含む労働戦線の全的統一にむけて努力する。ロ 全民労連の地方の受け皿は、中央、九ブロックの整理を受け、統一して対応。

④ 全的統一への官公労の役割と課題 イ、総評方針による合意と実現に統一対応 ロ、他団体にも日常的行動参加をよびかけ、共同行動をつうじて官公労働戦線の統一をめざすハ、公務員共闘と公労協は統一機能を確立して対応

⑤ 社会党との関係整理と課題 県評の対応策を検討し早急に社会党との協議に入る  
④ 課題整理のためのプロセス ① 統一ローカルセンター形成 一段階方式で関係団体と協議に入る。常設の協議機関を設置 ② 共闘の拡大 ③ 併存期間の運動のあり方 関係団体と早急に協議に入る ④ 不一致点 中央の方針にもとづき地方で具体化

⑤ 全的統一への合意形成をどうはかるか ① 「全的統一対策委」で具体的対応策を協議。各ブロック会議で意見反映 ② 「全的統一対策委」での合意形成をはかるため、常任幹事会、拡大幹事会を適宜開催

### 鹿児島県評

#### (1) 運動の基調

① はじめに 「今こそ県総評に結集する全労働者が英知を集めて、より前に運動をすすめなければなりません。そのためにはなによりも、各単産、地区労の組織強化をはかりながら職場・地域闘争の原点をふまえ、多様化する内外の状況にも機敏に対応しながら運動の活性化をはかることが重要です。

労働戦線の統一は、県総評運動の伝統を継承する壮大な全的統一の実現をはからねばなりません」

#### ② 組織強化拡大と地域闘争の強化（3、労働戦線の統一と共同行動の強化）

(1) 県総評は中央情勢をうけて、全的統一実現に向けて全体の合意形成をはかることとします。具体的には「県総評労働戦線対策会議」で討議を深め、各級期間での討論のなかから意志統一をはかります。

(2) 県総評は、「労働戦線統一」にあたって、一九七〇年の「四原則」、一九七二年の「七方針」を置き、また全民労協への統一対応は「五項目補強見解」が生かされることとして各単産で討議が深められてきました。今後もこの基本方針を大事にし、闘う総評の伝統が継承される全的統一をめざすこととします。

(3) 全民労協は本年一月連合組織として発足する予定です。その地方組織については県総評の地域労働運動に混乱を生じないよう慎重に対処することとします。具体的には「総評内関係単産会議」で意志統一をはかり組織的に対応することとします。

(4) 賃金、労働条件、制度政策闘争や、平和、政治課題など統一できる課題で他労働団体や、民主団体との共闘、共同行動を積極的にとりくみます。

#### 2 一九八七年度主要課題と具体的なたたかい

(1) 労働戦線の全的統一を一九九〇年までに達成するとの中央総評方針をうけて、県総評は次のとおり対処することとします。

① 地方における全的統一は、中央と同じ官公労を含めた統一であり、また産別に整理されていない民間労組も包含した統一とします。この地方での全的統一発足の時期は中央と同じ一九九〇年を目標とします。

② このローカルセンター設置に向けた県総評内の各単産、地区労での討議を進め、合意形成をはかることとします。そのために「県総評労働戦線統一対策会議（略称・労働対策会議）」で具体的討議を深め各級機関で意志統一をはかります。

③ ローカルセンターと全労協（連合）の地方組織の関係については「全的統一下でのローカルセンター設置と同時解決を基本とする」との中央総評大会決定方針にもとづき対応することとします。

(2) 全的統一に向けた他労働団体との協議を積極的に進めます。具体的には「労働対策会議」の討議を経て幹事会で決めることにします。

(3) ローカルセンターを設置するにあたっては、選別に反対し、すべての組合の門戸を開放する立場を堅持します。

(4) 県評内全労協関係単産の意志統一をはかるために、「県総評関係単産連絡会議」（略称・「労働連絡会議」）で討議を深め意志統一をはかります。

(5) 「売上税粉砕・マル優廃止反対」の共闘体制を大事にし、当面、減税、マル優廃止反対、最賃、雇用など共通する制度、政策要求等の課題で他労働団体との共闘、共同行動を積極的にとりくむこととします。

### 沖縄県労協

#### 1、総括

(1) 県内でも、同盟が独立地方同盟としての「沖縄同盟」の結成を明らかにしており、県統一労組懇も発足（八七年一月）。それぞれの中央方針にもとづき、とりくみを進めます。

(2) 労働統一対応に向けて、加盟組織との調整や意見聴取、さらには労働講座（八月二八（三〇日）で学習を深めてきた。

#### 2、方針

(1) 総評方針を支持、統一ローカルセンター結成の検討と準備の開始

(2) 全的統一の必要性として、①賃金・労働条件改善の統一闘争 ②制度・政策闘争 ③未組織労働者との連帯、組織化 ④官民分断による運動低下を防ぐ ⑤平和と民主主義の確立を確認

(3) 統一労組懇による分裂行動の批判と誤りの実践的克服

(4) 幹事会のもとに、①労働戦線統一対策委員会の設置 ②地区労との協議 ③友誼団体（沖教組、沖農協等）との協議

※「五項目」「三つの問題点」は不十分な点を残しながらも事実上解決に至っている、との評価をしている。具体的には、世界労連加盟の全自交が、同盟との競合関係にある全金、全造船、紙バ労連の全労協加盟実現、「進路と役割」から統一労組懇名指し批判の削除、国際自由労連一括加盟問題は別号議案で扱われることになった——ことをあげている。